

令和8年度カーボンニュートラルやまがたユース人材育成事業 業務委託基本仕様書

1 委託業務名

令和8年度カーボンニュートラルやまがたユース人材育成事業

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 事業の目的

若者等を対象として、「環境・経済・社会」の相互の関わりを踏まえた環境問題に対する理解を促進するとともに、カーボンニュートラルに向けた取組が顕著である若者を支援し、環境問題の「自分ごと」化及び意識変革や率先行動を促進することで、脱炭素社会の実現に貢献できる人材の育成を図ることを目的とする。

4 委託業務内容

(1) ワークショップの開催

県内の中学校、高等学校、専門学校、短期大学、大学及び大学院等の生徒、学生及び教員等を対象として、開催先を募集し、開催先の要望を踏まえた学習内容の企画立案を行い、ワークショップを実施する。

※授業、学年行事、部活動、複数校による共同開催等、形態は問わないが、事前に開催先との調整を図ること。

ア 開催先の募集

(ア) 受託者は、期限を定めてワークショップの開催先を募集する。

(イ) ワークショップの開催会場は、原則として学校施設や公民館等の公的施設を活用する。

(ウ) ワークショップへの参加料は無料とすること。ただし、飲食代や保険料等、県が特に認めた経費については実費を徴収することができる。

(エ) ワークショップの実施回数は概ね15回とする。

(オ) ワークショップの1回当たりの参加人数の目安は、概ね20人以上とする。ただし、「カーボンニュートラル大使」から開催の希望があった場合には、概ね20人に満たない場合でも開催することができるものとする。

※「カーボンニュートラル大使」とは、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた取組みを実践している小・中・高校生のグループを対象として県が委嘱し、カーボンニュートラルについて考え、話し合い、交流するとともに、取組み事例や取組みの大切さなどの情報発信を行うもの（県ホームページのURL：https://www.pref.yamagata.jp/050015/yamagata_carbonneutral_ambassador.html）。

(カ) 同一の参加者に複数回開催することも可とするが、特定の参加者への開催のみに偏らないよう考慮するものとし、開催先及び開催回数については、予

め県に協議のうえ決定するものとする。

(キ) ワークショップの開催先の募集にあたっては、周知広報用資料を作成し、十分に効果的な広報を行い、多くの県民の関心を引くよう工夫すること。また、開催先については、県内4ブロックで確保し、地域的な偏りが生じないよう配慮するとともに、学校の学科等の属性も幅広いものとなるよう努めるものとする。

イ ワークショップの講師の選定・派遣

(ア) ワークショップの講師は、下記ウ(ア)の各学習テーマに精通した有識者や実践者とし、予め県と協議のうえ決定するものとする。

(イ) 開催先が要望する学習テーマに適する講師を選定し、開催日程等の調整から開催当日の講師補助まで、講師派遣に係る一切の業務を行う。

ウ ワークショップの内容

(ア) ワークショップの学習テーマは、「カーボンニュートラル」、「地球温暖化」、「気候変動適応」、「SDGs（環境分野）」など脱炭素社会の実現に貢献できる人材の育成につながるものとし、開催先の要望を踏まえて決定する。

(イ) 参加者がカーボンニュートラルや環境との関わりについて正しい認識と理解を深めるとともに、環境保全に向けた自主的・主体的な行動につなげることができる内容とする。

(ウ) グループワークやゲームを取り入れる等により、参加者が自ら考え、意見を述べ、参加者同士が多様な考えを共有できる場とすること。ただし、時間の都合等によりこれができない場合は、県と受託者との協議による。

(エ) 参加者が集合することなく、オンライン学習（Web会議システム等を活用したリアルタイムの双方向学習）形式で実施することも可能とする。

(オ) 受託者は、各ワークショップの実施7日前までに実施計画書（様式第1号）を作成し、県に報告すること。このほか、必要に応じて隨時県と打合せを行うこと。

(カ) 受託者は、ワークショップ開催の都度、参加者に対してアンケートを実施することにより学習効果を測定・把握すること。なお、アンケート項目は、県と受託者が協議のうえ決定すること。

エ その他

その他必要な事項については、県と受託者との協議により決定する。

(2) 活動発表会の開催

県内の高等学校、専門学校、短期大学、大学及び大学院等の生徒及び学生により構成されるグループを対象として参加者を募集し、「カーボンニュートラル」、「地球温暖化」、「気候変動適応」、「SDGs（環境分野）」の領域に関連した活動等に係る発表の場を企画し、運営を行う（SDGsの環境分野のテーマは、SDGsの17の目標のうち、主に目標3、4、6、7、9、11、12、13、14、15、17のことをいう）。

ア 参加者の募集

- (ア) 参加者は、活動内容が異なるものであれば、同一の学校から複数のグループが参加できるものとする。また、「カーボンニュートラル大使」の活動発表会と合同開催するものとする。
- (イ) 受託者は、期限を定めて活動発表会への参加希望者を募集する。なお、活動発表会への参加はあくまで任意とし、活動発表会への参加をワークショップの受講要件とするものではない。
- (ウ) 活動発表会の参加者の募集にあたっては、周知広報用資料を作成し、十分に効果的な広報を行い、多くの県民の関心を引くよう工夫すること。

イ 活動発表会の企画及び運営

- (ア) 発表内容は、「カーボンニュートラル」、「地球温暖化」、「気候変動適応」、「SDGs（環境分野）」の領域に関連して行った実践活動や普及啓発活動、調査・研究活動の成果とする。なお、アイディアのみで実際に活動を実施していない内容は除く。
- (イ) 活動発表会は、プレゼンテーション形式で発表することとし、オンライン（Web会議システム等）を併用した開催とすること。県と受託者との協議により、会場集合又はオンラインのいずれか、又は両方により開催する。
- (ウ) 活動発表会を1回、開催する。なお、場合によっては、開催日を複数に分けての開催も可能とする。
- (エ) 活動発表会は、応募多数の場合は県と協議のうえ、発表資料を基に一次審査を実施するなど参加グループを選抜すること。
- (オ) 活動発表会の開催に係る役割分担は下表のとおりとする

業務内容	県	受託者
活動発表会の実施内容の企画 (候補日、実施内容及び進行要領の提案等)		○
活動発表会の実施内容の決定	○	
活動発表会当日の運営		○
参加者の募集及び活動発表会開催に係る広報		○
各種調整	○	○

ウ その他

その他必要な事項については、県と受託者との協議により決定する。

5 成果の確認

- (1) 事業成果は、現地確認及び書類検査により確認する。
- (2) 委託業務が完了したときには、以下の書類を作成し提出すること。

- ア 提出書類
- ・業務完了報告書（様式第2号） 正副各1部
 - ・ワークショップ開催業務実績報告書（任意様式）
※各ワークショップの学習内容、受講者数、学習効果等がわかるもの
 - ・活動発表会開催業務実績報告書（任意様式）
※活動発表会の内容、規模等がわかるもの

・アンケート集計結果
・実施状況の記録写真
イ提出場所 山形県環境エネルギー部環境企画課企画調整担当
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁7階

6 留意事項

- (1) 本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、よりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、独自提案として、県に対して積極的に提案すること。
- (2) 記録写真等の撮影に当たっては、ワークショップ及び活動発表会への参加者に事前に確認を行い、撮影した写真等は県がウェブサイトやSNS、その他広報資料等において使用することがある旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。
- (3) 募集案内及び各種資料等に、「山形県民CO₂削減価値創出事業」による収益還元事業である旨の表示を行うこと。
- (4) 制作物の作成や仮設物の設置等を含む事業実施に必要な許認可等の事務手続については、全て受託者が行うこと。
- (5) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受注者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受注者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (6) 業務が完了したときは、業務完了報告書を作成し、事業実績及び証拠書類を添えて定められた期日まで提出すること。
- (7) 本業務にて提供される成果物の著作権及び所有権は、県に帰属するものとする。ただし、一般に公開されていない特殊な技術等の権利については、県と受注者の協議の上、帰属を決定する。
- (8) 個人情報の取扱いについては、各種法令順守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を順守すること。
- (9) 受注者は、従業者の雇用に当たっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (10) 業務を行う際に、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受注者の責任においてこれを解決すること。また、速やかに県に報告すること。
- (11) 委託契約締結後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。
- (12) この仕様書に定めのない事項、仕様書に定める業務の実施にあたって必要な詳細事項及び仕様書等の解釈に疑義が生じたときは、遅滞なく県と受注者が協議して決定するものとする。